八太郎北防波堤の災害復旧工事に伴う航行制限について

八太郎北防波堤の災害復旧工事のため、八太郎地区の航路(-13m)及び 航路・泊地(-13m)の一部において、航路幅減少に伴い大型船舶と他の船 舶との行き会い航行等を防止するため、下記のとおり、八戸港長公示第6号に より船舶の航行が制限されますのでお知らせします。

なお、制限の内容に変更が生じる場合は、その都度、内容をお知らせします。

記

1 期 間

平成23年11月11日から平成25年3月頃まで(終日)

2 区 域(別添図参照)

八太郎地区の航路 (-13m) 及び航路・泊地 (-13m) の一部

3 制限事項

次のとおりとする。

なお、これらの制限によらず航行することが必要な場合は、事前に港長の許可を得ること。

- (1) 原則として、全長260mを超える船舶は航行を行ってはならない。
- (2) 原則として、全長170mを超える船舶(以下、「大型船舶」という。) は、他の船舶との行き会い航行を行ってはならない。 ただし、八戸港を発着するフェリーについては、大型船舶との相互連 絡体制が確保される場合はこの限りではない。

4 標 識

上記区域の境界には、灯浮標(塗色黄色、単閃黄光、毎4秒1閃光)が 設置される。

> <工事に関する問い合わせ先> 八戸港湾・空港整備事務所 電話 0178(43)8135

